



栃木県公報

平成29年
3月28日(火)
第2871号

目次

告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	277
○同	278
○自衛官及び自衛官候補生の募集期間	278
○自衛官及び自衛官候補生の採用試験の試験期日等	278
○土地改良区解散の認可	279
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	279
○土地区画整理事業の終了の認可	279

公告

○土地改良区役員の就任	280
○都市計画の変更の案の縦覧等	280

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	280
---------------	-----

告示

栃木県告示第百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県日光土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 高德I-A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
日光市	高德	小入	一一六三番	一号、二号、十一号及び十二号
同	同	同	一一六五番一	三号
同	同	同	一一六八番一	四号及び五号
同	同	同	一一六八番三	六号
同	同	同	一一六六番三	七号
同	同	同	一一六五番一	八号及び九号
同	同	同	五六七番一	十号

栃木県告示第百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 小沢 A

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
佐野市	田之内町	小沢	八二四番	一号及び二号
同	同	同	八三三番	三号
同	同	同	八二二番	四号及び五号
同	同	同	八二六番	六号
同	同	同	八二四番地先道路	七号

(砂防水資源課)

栃木県告示第142号

平成29年度における2等陸士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等		募集期間
自衛官	一般曹候補生	平成29年4月1日（土）～同年5月5日（金）
自衛官候補生	男子	平成29年4月1日（土）～同年5月5日（金）
	女子	

栃木県告示第143号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、2等陸士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称（以下「試験期日等」という。）を次のとおり定めたので告示する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等		試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官 一般曹 候補生	1次 試験	平成29年5月27日（土）	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
	2次 試験	平成29年7月1日（土）	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
		平成29年7月2日（日）	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

自衛官候補生	男子	平成29年5月21日(日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
	女子	平成29年5月21日(日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第144号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
逆川南部土地改良区	平成29年3月21日

(農地整備課)

栃木県告示第145号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
県道	黒磯停車場線	那須塩原市本町40番106から 那須塩原市本町196番24までの上り線
		那須塩原市本町40番33から 那須塩原市本町196番22までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第146号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、足利佐野都市計画事業佐野岩崎産業団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の氏名又は名称
東京石灰工業株式会社
- 2 事業施行期間
平成25年1月22日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区
佐野市岩崎町字押出、字神ヶ久保、字塚越、字中川原及び中出井の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
足利佐野都市計画事業佐野岩崎産業団地土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成25年1月15日

6 土地区画整理事業の終了の認可の年月日
平成29年3月28日

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大田原市土地改良区	理 事		五月女 昌巳	大田原市町島341		29.3.15

(農地整備課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

- 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路3・3・901号おもちゃのまち下古山線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
壬生町大字壬生丁、至宝三丁目、幸町一丁目、若草町及びいずみ町の各一部
- 縦覧場所
栃木県農土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び壬生町建設部都市計画課
- 縦覧期間
平成29年3月28日から同年4月11日まで

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年3月28日

栃木県知事 福田 富一

- 入札に付する事項
 - 借入件名及び数量 マロニエ21ネット仮想デスクトップ用サーバ等機器 一式
 - 借入物品の特質等 入札説明書による。
 - 借入期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 宇都宮市塙田一丁目1番20号 栃木県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年5月10日から同月22日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 1の(1)と同様の物品の納入又は賃貸借の実績を有する者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号（栃木県庁本館5階北側）
栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当
電話 028-623-2213
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成29年3月29日から同年5月9日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年5月10日午後2時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成29年5月22日午後2時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階入札室1）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2に該当する者であることを証する書類及び情報システム課で交付する仕様書に基づき作成したマロニエ21ネット仮想デスクトップ用サーバ等機器仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
ア 技術審査 栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成したマロニエ21ネット仮想デスクトップ用サーバ等機器仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断したマロニエ21ネット仮想デスクトップ用サーバ等機器仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
イ 技術審査基準 マロニエ21ネット仮想デスクトップ用サーバ等機器仕様書が、情報システム課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The Server Units for the Virtual Desktop Infrastructure 1 set

(2) Time and Date of bidding:

2:00 p.m., May10,2017

(3) Information is available at:

Information Network Section

Information Systems Division

Department of Administration and Management

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL.028-623-2213

(情報システム課)